

第 1 0 9 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金）午前 9 時 30 分から午前 10 時 20 分
- 2 開催場所 久賀庁舎 3 階 会議室

3 出席農業委員 （1 2 人）

- 1 番 宮本 平
- 2 番 岡崎 裕一
- 3 番 大谷 正樹
- 4 番 沖村 和哉
- 7 番 袴田 光夫
- 8 番 大内 清香
- 9 番 岡村 淳史
- 10 番 藤元 敬介
- 11 番 東谷 邦夫
- 12 番 沖 貴美枝
- 13 番 田中 豊文
- 14 番 廣岡 隆義（会長）

4 欠席農業委員 （2 人）

- 5 番 角井 雅之
- 6 番 小柳 貴史

5 出席農地利用最適化推進委員 （4 人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

審査会1 農振法に基づく農用地利用計画変更（随時変更）について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

7 農業委員会事務局職員

事務局長 辻田 建一

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 今村 竜太郎

議長	それでは、只今より第 109 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議事項は、議案 8 件、審査会 2 件、報告事項 7 件その他諸連絡となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。次に、本日の出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員は 12 名、欠席委員 2 名、本日、農地利用最適化推進委員は 4 名のご出席を頂いております。よって、農業委員は過半数でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 7 番袴田委員と 8 番大内委員によりしくお願いをいたします。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 についてでございますけれども、この案件につきましては私の担当議案でございますので、議事の進行を宮本職務代理と交代をいたします。
職務代理	それでは No. 1 について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。続いて農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1 ページから 6 ページをご覧ください。本事案については、利用権により貸し借りしている申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、引き続き柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
職務代理	引き続きまして、地区担当の農業委員 14 番廣岡委員、推進委員 13 番吉村委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。
14 番	この 11 日に譲受人にご立会をいただいて現地の案内をいただきました。この調書をみていただければお判りになる所でございますけれども譲受人につきましては平成 27 年から新規就農して●●地区を中心に農作業受託をしよう方でございます。でまあご本人の意向から言うと自宅に近いところを受託

をするという形で園地集積を図っておられました。結果としてあと耕作者の一覧が出てきますけれどもその中では●●地区の農作業ができない勤務、常勤勤務を持つとの方々の農地であるとかそのあたりの受託をしておるといふ実績がよく出ております。現地の案内もちょっといただきましたけれども寿太郎を経営しとる圃場で今現時点でヒリュウ台の台木を使った苗木、改植をしとる圃場それがまあ申請地●●●●が今現時点で苗木への植栽をしてまあ新植を図りながら経営をされとる畑でございましたけれどもそういう意欲のある実績をお持ちの方でした。でまあ現在の管理状況を含めて適正に管理をされておられましたので問題はないと判断をしております。以上でございます。

職務代理 13番吉村委員よろしくお願いします。

13番 (推進委員) 廣岡委員さんと都合が合わず7日の日に現地の方見させていただきました。苗木も植わっておりましてしっかり適正に管理されておりますので廣岡委員のおっしゃるとおりでございまして全くなんの問題もないという認識でございます。

職務代理 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定をいたします。それでは議事の進行を廣岡会長に戻します。

議長 続いてNo.2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.2についてご説明をさせていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、7ページから10ページをご覧ください。本事案については、高齢のため、農地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法

人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員9番岡村委員、推進委員6番足立委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

9番 先日推進委員さんと一緒に現地に行ってきました。もともとたぶん前の人で深く掘って碎石敷にしてあるんですけどまあ本人がやる気なんで特に問題ないと思います。

議長 はい、じゃあ足立委員。

6番
(推進委員) 今岡村さんがお話しをした通りでございます。問題ないと思います。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。
本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。
続いてNo.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.3についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、10ページから15ページをご覧ください。本事案については、相続で取得した農地について、遠方に住んでおり、耕作が困難なため、譲り渡し

たい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹や野菜を耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員13番田中委員、推進委員15番中尾委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

13番 8日の日に中尾委員と一緒に譲受人に立ち合いをいただいて現地を確認しております。まあ主にレモンの栽培に力を入れられたいということでそのほか雑柑とか野菜とかそういったことを作られるというお話でした。以上です。

議長 中尾委員。

15番 (推進委員) 今度新しくこの受け手のご夫婦については来春より今勤めておりますけどこれを辞めてミカンの農業に力を入れていきたいということでございますので特に農地の今回取得されます農地の活用については十分なされるのではないかと考えています。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。
本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。
続いてNo.4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局	はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.4についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、16ページから19ページをご覧ください。本事案については、高齢で遠方に居住しているため、農地の維持・管理が困難となった申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の今後の確保予定、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の農業委員 10 番藤元委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。
10番	月曜日に譲受人に推進委員とともに話を聞きました。譲受人の方は現在●●にお勤めであって帰りにオレンジロード通って帰る途中で耕作して帰りたいということでこの土地を譲り受けたいということでした。もともとの譲渡人との接点は●●にお勤めの他の方が譲渡人と友人の方がいらっしゃってそこから話がでたみたいです。とりあえず当分の間は自家消費で野菜等作りたいということで農具に関しては祖母の方から持ってくる予定にしているということでした。あと角地でちっちゃい方の角地があるのですがそちらの方はちょっと一段上の方になっていてここは花を植えたりとかしてきれいな形になっていました。現在すでに草刈り等して畑を作る下準備はできているので問題なく作業していただけるんじゃないかと思います。以上です。
議長	ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。 (質問等なし) よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。 本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.5についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、19ページから22ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住し農地の管理が困難なため譲り渡したい譲渡人の要望に対し、申請地を取得し、柑橘や野菜を栽培したい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘や野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員4番沖村委員、推進委員21番中田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

4番

9日の土曜日なんですけど休日にはこちらの方で農作業をやるということ言っておりましたので土曜日の夕方行ってお会いできました。お話聞く中でですね一応休みには年間100日ぐらいということでこちらの方で農作業やりますということでした。それで日ごろはですね久賀の方に●●さんだったかな、がおりますのでそちらの方の色々な支援を受けながらやっていきたいということでした。現地につきましては現在申請地につきましては竹やぶということで雌竹及び孟宗がですねかなりぎっしり生えています。これを開墾できるかということ聞いたんですがそれから海の方ずっとですね今までも同じような状況のものをですね、開墾してきたという風な実績ありましてもう下の方についてはきれいに整地されてですねミカンなり他の物を植えてですね管理したいということでした。今までの実績等を考えてですねこの上の方もしっかりきれいにさせていただいてですね農作物が作付けできるんじゃないかという風に感じました。それとまあ今までですねここへ別荘があるんですが別荘の周辺にもですねオレンジとかイチジクそれからキイチゴとかですね色ん

なものを作っておるようです。イノシシ対策もですねしっかり電柵等やってですねやっておりますので今後もですねそういう風なことでしっかり管理ができるんじゃないかという風に感じました。以上です。

議長 それでは中田委員。

21番
(推進委員) 今沖村委員の説明の通りで特に問題はないという風に思っております。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。
本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。
続いてNo.6、No.7については、同一の譲受人により、関連性がございまして、一括をして説明をお願いしようと思っております。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.6及びNo.7についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、23ページから35ページをご覧ください。本事案については、住宅及び申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応じるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有及び確保予定、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、野菜や果樹を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、

許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 8 番大内委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

8 番 11日に行政書士に電話し内容を確認しました。譲渡人の親族が亡くなられたということもあり土地と宅地の譲渡しをちょっと考えられていたということでした。11日にご本人と連絡が取れなかったのですが11日に推進委員の中川さんと現地の確認に行きました。24ページのマップを見ていただけたらわかるのですが畑がかなり飛び飛びになっていて最初お一人では管理が大変なのではないかと思ったのですが屋代に親族の●●さんという方がいらっしゃるということで地域の方々もその●●さんとお知り合いということで地域の方々もその畑の管理なども支援をされているということが分かったので地域と親族の方のサポートもありながら畑を管理されていくのだろうというのが想像できました。33ページあたりでもこれは7番の方の関係なんですけど土地があるのですがこれが●●さんという方がその付近の畑を管理されているのじゃないかと中川さんがおっしゃられており現在いい状態で畑が作物がある状態で残っていました。そのまま地域の方々と管理をされていくのではないかなという風に推測しております。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。宮本委員。

1 番 この農作業経験年数ゼロでこれだけの面積をっていうのはちょっとそういう地域のサポートがあってもっていうかだれが責任もって管理するのかなっていうのが地域の方が主体でやったとしても何か責任がすごくあいまいだなという風になってしまいそうだなというのは感じました。この方は大島に移住してくる前提でっていうことですかね。それであればまあなんとか今の現状を維持していくという形でちょっと注意して見ていってもらえたらなと思います。以上です。

議長 記録を残したいので移住をするかどうかについての発言を大内委員から求めます。

8 番 ●●の前の宅地も同時に購入されており28ページになるんですけれども●●●●の土地も購入されているということで移住を考えているということになります。

1 番 ありがとうございます。

- 議長 もう一点今指摘があった一気に5反の面積についてはどう判断されますか。
こういうのも発言をいただければと思います。
- 8 番 ●●さんという親族の方がおられてその方を頼りにされて作られるという風
には聞いています。その方も中川さんもお存じでしたし●●さんや●●さん
など近隣の方々とも協力されているということだったのでその親族の方と協
力されていくっていうのは見守ってもらえたらと思います。
- 議長 宮本委員。
- 1 番 原状として今の耕作されている方の役割と地域の方がどれくらい今現状とし
てその畑の耕作にかかわられているのかほとんど今と管理体制は変わらない
というのであれば新たに移住してこられて今の畑を管理している作業者が増
えるという風に受け止められるかなとは思いますが。その管理体制
が移住されてくる方が主となってほんとにその周りの人は新たにまたサポ
ートするよと言ってきてるっていうだけだとちょっとなんか心もとないな
とは感じるんです。親族の方がもうすでにその畑を今までも管理してきて同
じように管理していけますっていう感じであれば全然いけるのかなという風
に受け止められるんですけど。現状の管理がどういう風になっているのかっ
ていうのだけちょっと確認させてください。現状の役割。
- 8 番 6番と7番の案件ありまして7番の方に関しては●●さんという家の方がす
でに畑を管理されているという状態だったのでここはいらっしゃるままなの
で問題ないかと思っております。6番●●さんの方から引き継がれた畑なん
ですけども現在は作物が植わっている状態なのでそちらの方を現在の親族
の方は畑の管理には来られているという風には聞いていたのでそちらの方が
一つ24ページの●●の北あたりの土地に関しては少し荒れている状況だ
ったので。ただそういった地域のサポートが必要かなという風には感じてい
ます。
- 1 番 ありがとうございます。今現在作物が植わっているということであれば相応
の管理がされているという風に見てもいいのかなと思います。新たに体制が
がらっと変わるっていうのならすごく大変だなと思うんですけど同じように
来年も同じように畑が使われているのかどうかを確認をしていただければ心
強いなと思います。
- 8 番 もう一点付け加えなんですけれどもその管理の亡くなられた●●さんという
方の管理をされているその畑が鉄パイプで木を支えられたりとかっていう植
え方をされていてそういった鉄パイプの処理なども業者の方とかこういう風
に入って管理された方がいいんじゃないかとか地域の●●さんだったりと言

われていたのでそういったことも本人にお伝えして今後の管理体制をサポートできたらなという風に感じています。以上です。

議長

ありがとうございました。他に何かご質問なりがありましたら。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。まずNo.6について許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、No.7について、許可をすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.8について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.8についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、35ページから38ページをご覧ください。本事案については、高齢で遠方に居住しているため、宅地及び申請地を併せて譲り渡したい譲渡人の要望に対し、申請地を取得し、栽培した野菜・果樹を自身が経営する飲食店などで使用したい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有及び確保予定、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹や野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長	引き続きまして、地区担当の農業委員 13 番田中委員、推進委員 15 番中尾委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。
1 3 番	8 日の日に中尾委員と現地を確認しております。37 ページの●●●●の隣接地に店舗兼住宅をつくられて来年夏ごろにはオープンさせるという予定で畑で作られた野菜はこの店舗で基本的に使いたいというようなお話でした。それと 36 ページの申請書の譲渡人の欄に高齢かつ遠方のため賃借人に譲渡すこととしたという風にありますがこの賃借人というのはタイプミスということなんで後は事務局の方で処理の方をお願いします。以上です。
議長	じゃあ中尾委員。
1 5 番 (推進委員)	原状ちょうどそこは今更地の状態でございますがまあそこに家を建てその周りを畑として野菜畑とするということでその畑の活用については問題ないと思っています。もうひと箇所ですが現状竹が生えている状態ですが園地と近く今度新しく家なり畑がある所と近くまた道もありますので今後ある程度軌道に乗ればそちらの方も活用していくことが十分できるのではないかと考えています。以上です。
議長	ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。 (質問等なし) よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) 挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて、日程 2、審査会 1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更) No. 1 について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい、審査会 1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更) No. 1 についてご説明させていただきます。申出者、申出地等は議案書に記載のとおりです。それでは申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。議案説明資料は 39 ページから 42 ページをご覧ください。対象の農地区分は、役場蒲野出張所から東に 375m に位置する、過去に公共投資の対象となっていない第 2 種農地に該当いたします。申出者は県外に住所を有する個人で、事業主体より、貸別荘の 5 台分の駐車場として利用する計画であります。変更

基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、譲受人が開業する予定の貸別荘地に隣接しており、事業計画や土地利用計画から、他に代替地はないと考えられます。次に対象の農地の用途区分を変更することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申出地は集団農地内の位置付けはされておらず、農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっておりません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員9番岡村委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

9番 先日星出委員と現地見てきましたがまあ果樹が2、3本枯れかけのがあるぐらいでもう農地としてはまあ使えない感じで。この土地の前の道が狭いんでここでもうそこから来たのにがちゃがちゃされるよりは駐車場にしてもらった方がいいと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定をいたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、審査会 1、農振法に基づく農用地利用計画変更（随時変更）No.2 についてご説明させていただきます。申出者、申出地等は議案書に記載のとおりです。それでは申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。議案説明資料は、43 ページから 47 ページをご覧ください。対象の農地区分は、沖浦出張所から北西に約 1.8km に位置する、過去に公共投資の対象となっていない第 2 種農地に該当いたします。申出者は町外に住所を有する個人で、事業主体より自己用住宅を建築する計画です。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるかについてですが、事業主体者は、休耕中となっている申出者の農地に住宅を建築する計画によるものです。事業計画書及び計画平面図から本事業が必要かつ適当であると考えます。また、事業規模や内容から他に代替性はないと考えます。次に対象の農地を計画から除外することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申出地は、二辺非農地となっており、農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっておりません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員 8 番大内委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

8 番

この事業主体の●●さんという方は●●さんにご友人ということで横の宅地 45 ページなんですけれども所有者の宅地と畑を購入されて移住を検討されているということでした。●●さんが所有者にご連絡を取って購入の経緯に至ったということで実際に月曜日に中川さんと畑を現地を見に行ったのですがその宅地の横に畑が隣接されていて後ろは山になっていてその宅地に入るのに畑を通らないと宅地に入れないという状態で今はほとんど手を付けられていないということで荒廃というか荒れているような状態になっていました。近隣の方々とこのそういったトラブルがないかは気になったところだったのですが●●さんのお知り合いということでそういったことの理解があって

の移住ということで問題ないかと思います。以上です。

議長

ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定いたします。続いて日程3、報告事項1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。西三蒲、西屋代、出井、沖家室島、浮島、西安下庄にて7件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は47ページから72ページをご覧ください。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですかね。特にご質問も無いようでしたらこの事項報告事項でございますので皆様のご了承をお願いいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いいたします。

事務局

次回総会開催日は12月9日(月)午前9時30分から、久賀庁舎3階会議室を予定しております。議案送付は11月25日(月)までを予定しております。諸連絡は以上です。

議長

では以上をもちまして第109回周防大島町農業委員会総会を閉会をいたします。長時間の審議、ご苦勞様でございました。

上記は、令和6年11月15日開催の第109回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 6 年 1 2 月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____